

鳥取大学における利益相反ポリシー

平成27年1月20日学長決裁

1. 目的

鳥取大学（以下「本学」という。）は、「知と実践の融合」を教育研究の理念に、「地域社会の産業と文化等への寄与」を教育研究の目標の一つに掲げ、産官学連携を通じた研究成果の社会への還元を重要な使命としている。

こうした産官学連携活動を推進していく中で、本学の職員等が本学以外の組織から経済的利益を得たり、又は責務を負う状況等により、いわゆる「利益相反」が生じることから、状況に応じて適切に対処することが求められる。

本学における利益相反ポリシー(以下「本ポリシー」という。)は、産官学連携を円滑に推進する環境と透明性の高いルールを整備し、国立大学法人又は職員等としての責任と産官学連携活動による利益の間に生ずる利益相反を適正にマネジメントすべく、利益相反に関する基本的な考え方を示すものである。

2. 利益相反の定義

利益相反（広義）とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものとする。

狭義の利益相反とは、職員等又は大学が産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。これには職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任との相反（個人としての利益相反）と大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反（大学（組織）としての利益相反）とが含まれる。

責務相反とは、職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

3. 利益相反管理の対象者

本ポリシーの対象となる職員等は、本学の役員、教員、職員、大学の設備を利用している者等、大学との関係において大学の就業規則等に従うこととされている者であって、直接又は間接に産官学連携に携わる者とする。

本学の学生、大学院生及びポストドクター（以下「学生等」という。）は、一般的には本学とは雇用関係にないので本ポリシーの対象にはならないが、職員等による教育・研究との関連が深く、職員等が行う学外との共同研究や受託研究に参画する学生等は本ポリシーの対象者となる。

4. 利益相反管理の基本的考え方

本学は、大学として、職員等に発生する利益相反の管理を行い、利益相反問題を職員等の個々人の問題とするのではなく、大学の問題として取り組むことにより、本学が産官学連携に適切に関与して深刻な事態に陥ることを未然に防止する。同時に、利益相反についての社会への説明責任を本学が負うことを明確にし、これにより、職員等が、安心して産官学連携活動に取り組める環境を整備する。

このための管理システムとしては、「望ましくない行為を列挙して禁止する」という行為規範型アプローチも考えられるが、係るアプローチは、産官学連携自体にマイナスのイメージをもたらし、産官学

連携の健全な推進を阻害するおそれがある。また、同一の行為であっても、その背景や状況等により、多様なマネジメントが可能である。したがって、産官学連携を阻害しないために、「個別事情に応じて多様な解決方法を提案し、実施するための一定の手續と体制を整備する」との考え方に立脚し、管理システムの構築を行う。

5. 利益相反管理の基準

(1) 基準

大学における職務に対して個人的な利益を優先させると見られたり（狭義の利益相反）、個人的な利益があるなしにかかわらず本学外部活動へ時間配分を優先させていると見られたり（責務相反）して、大学の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを基本的な判断基準とする。

(2) 利益相反の生ずる可能性がある行為は、概ね次の場合をいう。

- ① 兼業活動（技術指導を含む。）の場合
- ② 職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- ③ 本学以外の企業、大学に職員等が自らの発明等を技術移転等する場合
- ④ 共同研究や受託研究に参加する場合
- ⑤ 外部から寄附金、設備・物品の供与を受ける場合
- ⑥ ①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合
- ⑦ ①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合
- ⑧ その他研究活動に関し、社会通念上不相当と思われる何らかの便益を供与され、又は供与が想定される場合

6. 利益相反管理体制

(1) 利益相反審査委員会の設置

本学は、学内の利益相反の管理機関として、学内関係者（産学・地域連携推進機構長等）及び学外有識者（弁護士等）を委員とする「利益相反審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会では、主として自己申告制による職員等の利益相反問題を審議し、大学としての判断を示す。ただし、発明規則や発明規則実施要項に規定した発明者等への実施料収入についての報償金については、その多寡にかかわらず、その収入自体を利益相反問題とはしない。なお、委員会の審議事項及び判断結果は公開を原則とするが、固有名詞等のプライバシーに関する事項は、別段の事情がない限り公表しない。

(2) 利益相反に係る事務のうち、責務相反については職員等の服務に関する事項を所掌する総務企画部人事課において行い、狭義の利益相反については研究・国際協力部研究協力課において行う。

(3) 利益相反（広義）に係る事務は、総務企画部人事課の協力を得て、研究・国際協力部研究協力課において行う。

7. その他

本ポリシーに則り、利益相反に関し必要な規則等は、別に定める。

附 則

本ポリシーは、平成27年1月20日から実施する。